

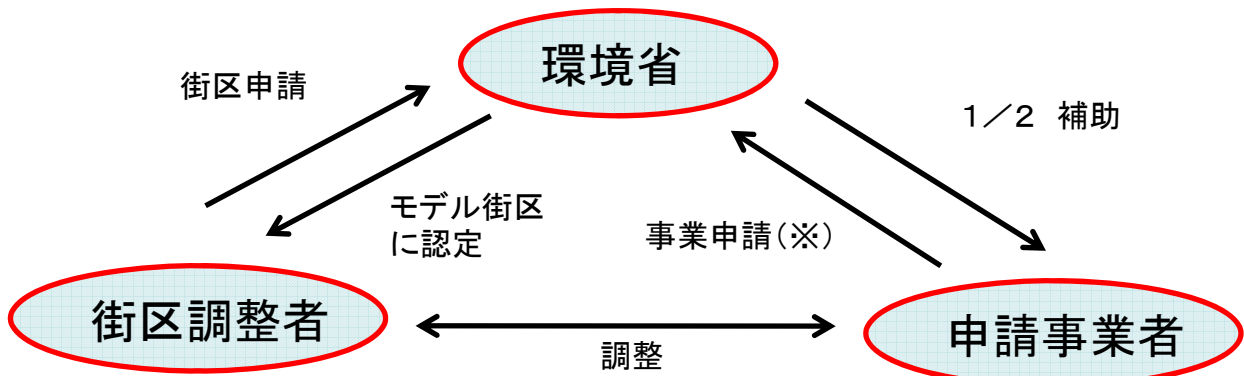
## 低炭素社会モデル街区形成促進事業 (クールシティ中枢街区パイロット事業)

(担当:水・大気環境局 大気生活環境室/地下水・地盤環境室)

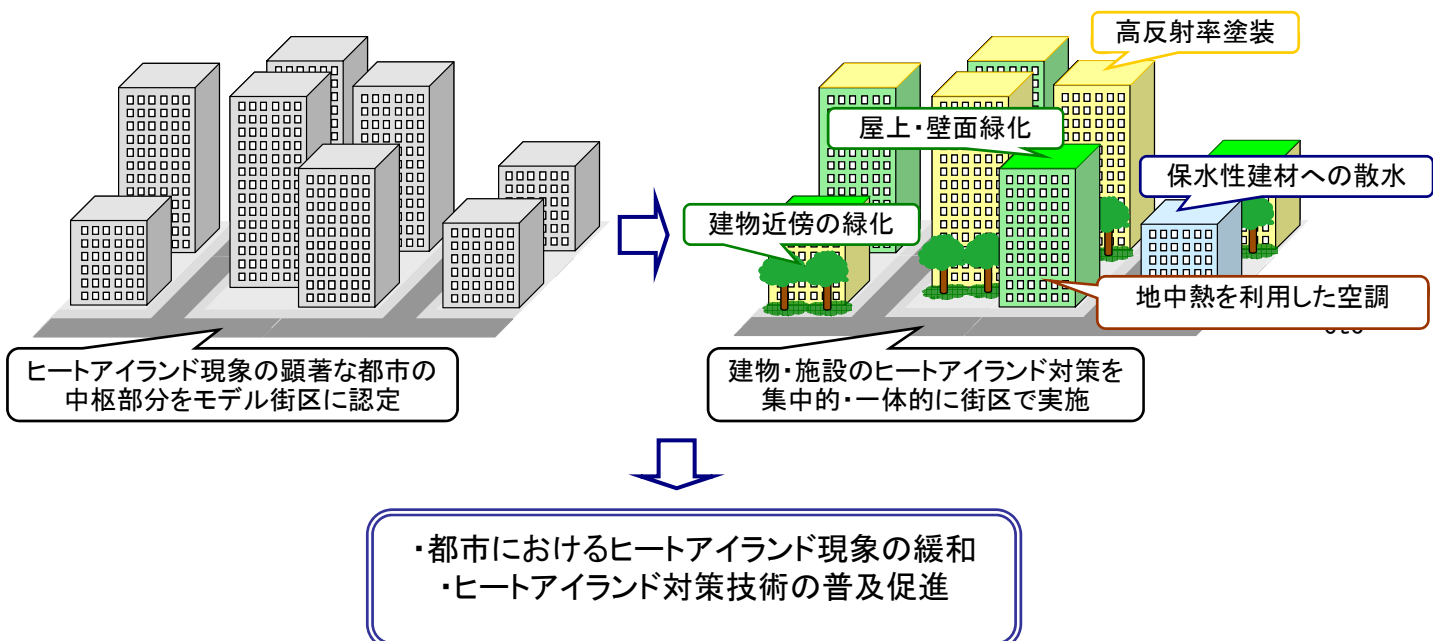
20年度予算額(案) 7億円

### 事業目的・内容

ヒートアイランド現象の顕著な街区において、CO<sub>2</sub>削減効果を有する施設緑化や、保水性建材、高反射性塗装、地中熱ヒートポンプなど複数のヒートアイランド対策技術を組み合わせ一体的に実施する事業に対して補助を行います。これにより、都市部にクールスポットを創出し、ヒートアイランド現象の緩和等を図ります。



※事業申請は街区調整者を通じて行ってください。



クールシティ中枢街区パイロット事業イメージ図

## ①モデル街区について

本補助事業は「公募の上、環境省が認定した街区（モデル街区）」において実施する事業のみ申請が可能です。

※各街区、とりまとめを行う街区調整者が必要です。

事業者が事業申請を行う場合は、街区調整者と連携をとり、申請などの手続きを行っていただきます。

（街区調整者：地方公共団体や地域の協議会などの街区申請者）

### 【認定モデル街区リスト】

申請街区名称	所在地
大手町・丸の内・有楽町周辺街区	東京都千代田区
小名木川貨物駅跡地街区	東京都江東区
大崎駅周辺街区	東京都品川区
押上・業平橋駅周辺地区	東京都墨田区
池袋駅周辺地区	東京都豊島区
横浜市みなとみらい21地区	横浜市
大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺街区	大阪市
名古屋駅周辺街区	名古屋市
博多駅周辺街区 及び 渡辺通周辺街区	福岡市
小倉駅周辺街区	北九州市

平成20年2月現在

※詳細エリアは下記サイトを参照

[http://www.env.go.jp/air/life/heat\\_island/cool\\_model/index.html](http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/cool_model/index.html)

### 【街区の条件】

ア ヒートアイランド現象の顕著な都市の中核部分と認められる街区

イ 一般の注目を集めやすく、対策の認知度向上による普及促進効果の高い街区

ウ ある程度限定された範囲の街区において、集中的な対策の実施が可能な街区

## ②対象事業について

### 【対象事業要件】

- ア クールシティ中枢街区パイロット事業モデル街区の範囲内において、民間事業者の有する建築物等を対象に行う事業
- イ 一定規模を有する建築物等に対して実施する事業。ただし、近隣の大規模建築物等と一体的に対策を実施する場合はこの限りではない。
- ウ 法令等により設置が義務づけられている施設・設備以外の対策を行う事業
- エ 建築物等の省エネルギー・代替エネルギー利用の促進に直接的効果を有するとともに、集中的な実施によりヒートアイランド現象の緩和にも資する対策を実施する事業。

### 【補助対象対策技術】

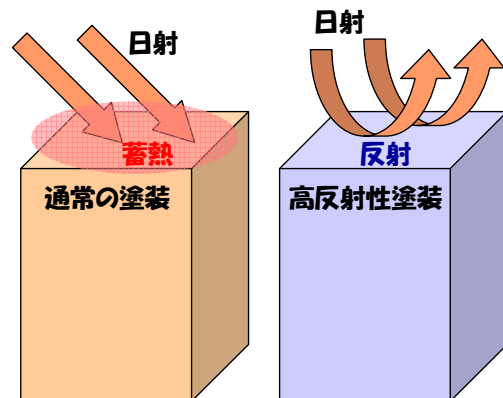
交付の対象となる対象技術	個別対策技術例
日射の反射による対策	高反射率塗料を活用した対策
建築物等の緑化による対策	屋上等、空調スペース上部の緑化
	壁面・建物直近の敷地等の緑化による建物への日射遮蔽
水の蒸発散による対策	超親水性光触媒等による水を活用した対策
	保水性建材等による水を活用した対策
大気中への人工排熱排出抑制対策	地中熱を利用した高効率空調システム
	水系への空調排熱排出システム
その他、建築物等の省CO2化及びヒートアイランド現象の緩和に直接的に資する技術	

※申請いただいた事業を有識者に審査していただき、費用対効果の高いと考えられる事業を優先的に交付決定します。



対策技術例

屋上緑化



高反射塗料

### ③申請・補助について

#### 【事業実施場所】

モデル街区内

#### 【申請対象事業者】

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人

エ その他大臣が適当と認める者

#### 【補助額】

対象事業費の1/2（1,000円未満切り捨て）

ただし、一部の技術は上限額を定めています。

(1) 低木緑化：30,000円/m<sup>2</sup>（補助対象事業額60,000円/m<sup>2</sup>）（屋上部）

(2) 薄層緑化：10,000円/m<sup>2</sup>（補助対象事業額20,000円/m<sup>2</sup>）（屋上部）

(3) 高反射性塗料：4,500円/m<sup>2</sup>（補助対象事業額9,000円/m<sup>2</sup>）

※詳細は交付要綱を参照

（[http://www.env.go.jp/air/life/heat\\_island/index.html](http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/index.html)）

#### 【補助対象と認められる主な経費】

○直接工事費（完了後の補助明示看板なども含まれます）

○間接工事費

○付帯工事費

○機械器具費

○測量及び調査費（設計、現場管理費・効果検証測定も含まれます）

○初期調整費

○事務費

※交付決定前に実施した事業は補助の対象となりません。

※詳細は交付要綱を参照

（[http://www.env.go.jp/air/life/heat\\_island/index.html](http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/index.html)）

## 【申請時期】

補助事業の募集を行う時は街区調整者へ通知します。

※募集期間に関する問い合わせや事前相談も受け付けておりますので、随時ご連絡ください。

## 【申請時の主な流れ】

環境省		街区調整者		事業者
①補助事業募集案内	→ (送付)	①	→ (街区内へ周知)	受
↓ 受 ↓ 有識者を含めた審査 ↓ 内定通知	← (全案件を取り纏めて提出)	② (街区全体計画図も添付)	← (街区調整者へを通じて提出)	②申請書 (様式第1別紙1・2 捺印無)
↓ 受 ↓ 事務手続き詳細審査 ↓ 交付決定通知	→ (街区・事業者へ送付)	受	→ (送付)	受
	← (全案件を取り纏めて提出)	②' (街区全体計画図も添付)	← (街区調整者へを通じて提出)	②'申請書(様式第1) (正式版)(捺印有)
	→ (街区・事業者へ送付)	受	→ (送付)	事業着手へ

## 【申請時の提出書類】

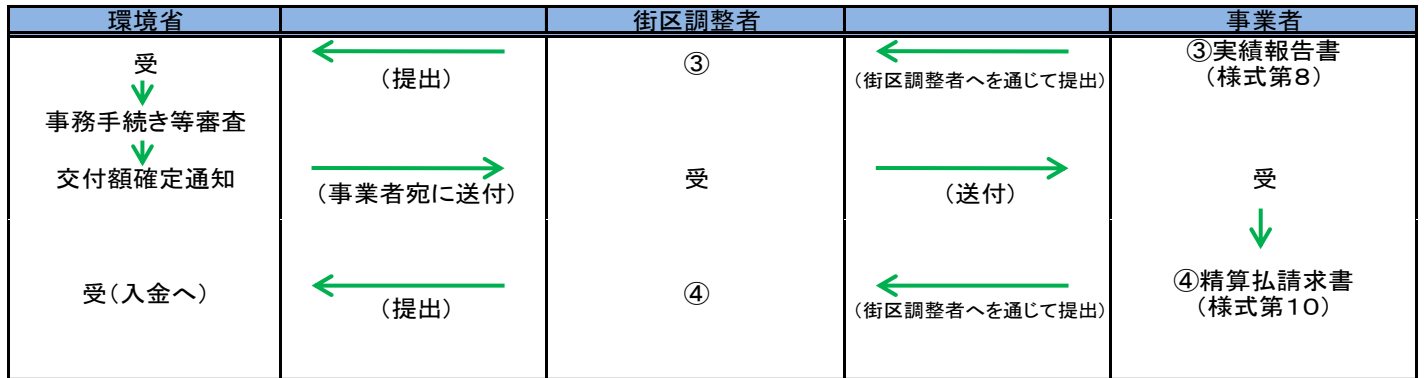
- ・ 申請書 (様式第1) (※内定通知後、捺印し提出)
- ・ 実施計画書 (様式第1 別紙1)
- ・ 経費内訳書 (様式第1 別紙2)
- ・ 施設概要 (実施計画書に含めても良い)
- ・ その他 事業対象部及び周辺の配置図、平面図、系統図、仕様書など
- ・ 詳細内訳書
- ・ グリーン購入法適用品導入計画
- ・ 街区全体計画図 (街区調整者と連携し提出してください。)
- ・ 会社概要 (定款、収支報告書) (※内定通知後に提出)
- ・ その他、必要資料

※その他、計画変更など必要性が生じた場合の提出書類は交付要綱を参照ください。

※様式類及び詳細については交付要綱・実施要領を参照  
([http://www.env.go.jp/air/life/heat\\_island/index.html](http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/index.html))



## 【事業完了時の主な流れ】



※事業完了に当たり、現地確認も行います。

## 【事業完了時の提出書類】

- ・実績報告書 (様式第8)
- ・施工業者の工事領収書

名称	条件	備考
総合施工計画書	△	安全計画、仮設計画等を記したもの (補助対象工事が主たる工事の場合に限る)
主任技術者通知書	○	主任技術者がわかる資料
主任技術者変更通知書	△	
施工管理技術者通知書	△	(該当者が必要な場合)
施工管理技術者経歴書	△	(該当者が必要な場合)
実施工程表	○	
工事写真	○	各技術毎
工事履行報告書	△	半年以上工事がかかる場合に要協議
施工体制台帳	○	対象部が分かる資料
完成図	○	対象部が分かる図面
完成写真	○	各技術毎、数量・寸法(コンベックス等利用)が分かるように
産業廃棄物管理票の写し	○	E票(原則)
グリーン購入法適用導入実績	○	
技能士の採用実績	△	実績がある場合
現場変更増減調書	△	軽微な変更を行う場合

凡例 ○：全ての事業において提出が必要な書類

△：必要に応じて提出が必要な書類

その他、必要と思われる資料は適宜追加すること。

※完成図、写真等可能な範囲で電子データの提出が必要です。

※様式第8 3 (2) 補助事業の効果は測定等を実施していない場合は見込みでかまいません。

## 問い合わせ先

(全般) 環境省 水・大気環境局 大気生活環境室 Mail: heat@env.go.jp

03-3581-3351 (内線: 6578)

(地中熱利用に関すること) 地下水・地盤環境室 // (内線: 6674)